

○国庫帰属押収物の取扱要領の制定について(通達)

(平成 23 年 10 月 18 日岡会第 513 号／岡刑企第 446 号／岡生企第 1069 号／  
岡交企第 560 号／岡公第 176 号警察本部長例規)

(概要)

この要領は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 499 条第 3 項の規定により国庫に帰属した押収物（以下「国庫帰属押収物」という。）の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

通達の内容は、

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 国庫帰属押収物が物品である場合の取扱い
- 4 国庫帰属押収物が現金である場合の取扱い
- 5 国庫帰属押収物が国有財産である場合の取扱い
- 6 委任
- 7 文書の保存

である。